

業務特別簡易型Ⅱ型

## 入 札 説 明 書 （別紙－１）

業務名：令和 8 年度 第 B 1 2 1－2 号 国道 4 7 7 号土砂災害対策設計業務委託

### ＜重要＞

当業務は、入札参加者の自己申告による技術評価点と入札価格から算出する価格評価点を足し合わせた評価値により落札候補者となる者に対して技術提案書の内容を審査する「事後審査」となります。

開札後に技術提案書の審査を行うため、落札決定まで時間を要することをご了知ください。

また、審査において様式や添付書類について不備等があり、自己申告された技術評価点が過大と判断された場合、入札は「無効」となりますので、そのことを十分にご理解の上、入札参加いただきますようお願いいたします。

### ◎留意事項

- 当業務の入札は、総合評価方式です。当業務に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- 当総合評価方式においては、履行確実性を導入しており、履行確実性実施要領を用いることとしています。履行確実性実施要領については、滋賀県HP（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>）を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で履行確実性の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）

| 業務特別簡易型Ⅱ型 |                        |       |      |
|-----------|------------------------|-------|------|
| 評価の視点     | 評価項目                   | 配点    | 提出様式 |
| 実施方針      |                        | 4.0   | 5－1  |
| 技術者の能力    | 配置予定技術者または担当技術者の資格     | 1.0   | 6－2  |
|           | 配置予定技術者CPD             | 1.0   | 6－3  |
|           | 配置予定技術者の表彰の有無          | 1.0   | 6－4  |
| 企業の能力     | 企業の実績                  | 2.0   | 7－1  |
|           | 防災協定等の締結               | 1.0   | 7－3  |
|           | 若手・女性技術者の配置            | 0.5   | 7－5  |
|           | CO <sub>2</sub> 削減への取組 | 0.5   | 7－6  |
|           | 滋賀のグリーンインフラ取組方針に基づく検討  | 0.5   | 7－7  |
| 計         |                        | 11.5点 |      |

◎業務特別簡易型Ⅱ型は入札参加者において、自身の技術評価点を自己申告していただきます。

評価点自己申告表「様式5」を「電子入札システム」にて提出してください。

## (1) 実施方針（業務目的・業務内容、実施フロー）【4.0点】

本業務に関する業務目的・業務内容、実施フローについて記載してください。

○業務目的・業務内容

・業務の目的、内容

○実施フロー

・実施手順

評価方針は、白紙提出でないこと、業務目的・業務内容・実施フローの記載があり業務内容と合致していることを確認した上で、評価を行い、評価点を加算点として与える。

なお、提出がない場合は、「欠格（無効）」として取り扱う。

| 評価項目            | 判断基準                 | 評価点 |
|-----------------|----------------------|-----|
| 業務目的・業務内容、実施フロー | 白紙提出でなく、業務内容と合致している  | 4.0 |
|                 | 白紙提出、または業務内容と合致していない | 無効  |

### <※作成上の留意事項>

●「実施方針」に記載された業務に関する実施内容については契約条件となり、履行していただくこととなる。また、履行確認方法は、契約締結後に監督職員と協議の上決定し、着手から完了までその履行状況を確認する。なお、「実施方針」の内容に対する履行状況が特に悪質と認められるときは入札参加停止措置を行うことがあるので、そのことを十分に留意の上、「実施方針」を提出すること。

●以下のような場合には、欠格（無効）として取り扱う場合がある。

- ・法令に違反する提案の場合。
- ・業務内容と無関係な「実施方針」の場合。

●本業務における「実施方針」は、A4用紙片面1枚（1ページ）で所定の様式（様式5-1）内に記述すること。なお、「実施方針」が2ページ以上提出された場合は、最初の1ページの記述内容についてのみ評価を行い、2ページ目以降の記述内容については評価を行わない。（様式の変更は行わないこと。）

## (2) 配置予定技術者または担当技術者の資格【1.0点】

配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者として配置する予定の技術者における資格の有無に応じて評価を行い、以下の評価点を与える。なお、当該項目において提案した技術者の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設コンサルタント業務等における総合評価方式の運用ガイドライン（4.2.3 技術者の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

有資格者を配置する場合は、書類提出時に資格を有することを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者（管理技術者）を特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった技術者毎に「(2) 配置予定技術者または担当技術者の資格」、「(3) 配置予定技術者CPD」、「(4) 配置予定技術者の表彰の有無」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者の評価点で評価する。

なお、当評価項目において、担当技術者を有資格者として申請する場合は、担当技術者の評価点を加算した合計で評価する。

「配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者の資格」として求める資格

「技術士建設部門 - 土質及び基礎」  
または「技術士総合技術監理部門 - 建設」

※1 入札公告日時点で公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（国土交通省HP公表）に登録済みの資格に限る。

| 区 分                             | 評価点 |
|---------------------------------|-----|
| 配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者が有資格者で ない | 0   |
| 配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者が有資格者で ある | 1.0 |

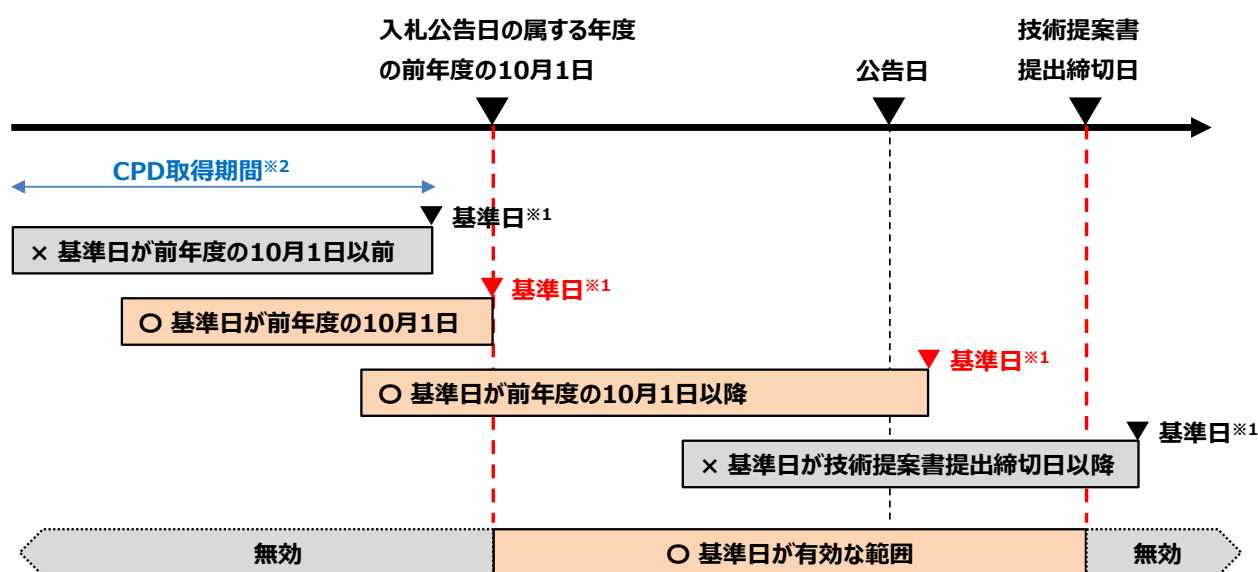
#### 加算点に有効な提出書類

- 資格を有することを証する書面（合格証書・資格者証など）の写し

### （３） 配置予定技術者CPD【1.0点】

配置予定技術者（管理技術者）に係る継続教育（CPD）の取り組み状況について評価する。評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告の日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。なお、申請した管理技術者の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設コンサルタント業務等における総合評価方式の運用ガイドライン（４．２．３ 技術者の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

#### 配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

評価対象を証明する資料として、CPD証明がある場合は、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった技術者毎に、「（２）配置予定技術者または担当技術者の資格」、「（３）配置予定技術者CPD」、「（４）配置予定技術者の表彰の有無」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者の評価点で評価する。

ただし、「（２）配置予定技術者または担当技術者の資格」において担当技術者を有資格者として申請する場合は、担当技術者の評価点を加算した合計で評価する。

| 区 分（配置予定技術者 CPD の単位数）      | 評価点 |
|----------------------------|-----|
| 各団体の評価対象単位数以上の証明 なし        | 0   |
| 各団体の評価対象単位数以上の証明 あり（必要な水準） | 1.0 |

| 団体名                                         | 評価対象  | 評価点                                                         |
|---------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------|
| 建設系 CPD 協議会加入団体<br>（技術士会、土木学会、<br>都市計画学会など） | 必要な水準 | 30単位／年<br>90単位／3年<br>1.0点                                   |
| 土木施工管理技士会連合会                                | 必要な水準 | 20単位／年<br>40単位／2年<br>60単位／3年<br>80単位／4年<br>100単位／5年<br>1.0点 |

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

| 加算点に有効な提出書類                      |
|----------------------------------|
| <p>➤ 各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し</p> |

#### （４） 配置予定技術者の表彰の有無 【1.0点】

配置予定技術者（管理技術者）が令和 6，7，8 年度の「滋賀県優良業務表彰」において、下記の部門に対する管理技術者として受賞歴がある場合、評価点を与える。ただし、令和 8 年度「滋賀県優良業務表彰」の受賞については、表彰日以降に入札公告のあった業務から評価対象とする。申請した管理技術者の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設コンサルタント業務等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 2. 3 技術者の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった技術者毎に、「（２）配置予定技術者または担当技術者の資格」、「（３）配置予定技術者CPD」、「（４）配置予定技術者の表彰の有無」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者の評価点で評価する。

ただし、「（２）配置予定技術者または担当技術者の資格」において担当技術者を有資格者として申請する場合は、担当技術者の評価点を加算した合計で評価する。

|            |        |
|------------|--------|
| 評価の対象とする部門 | 「道路部門」 |
|------------|--------|

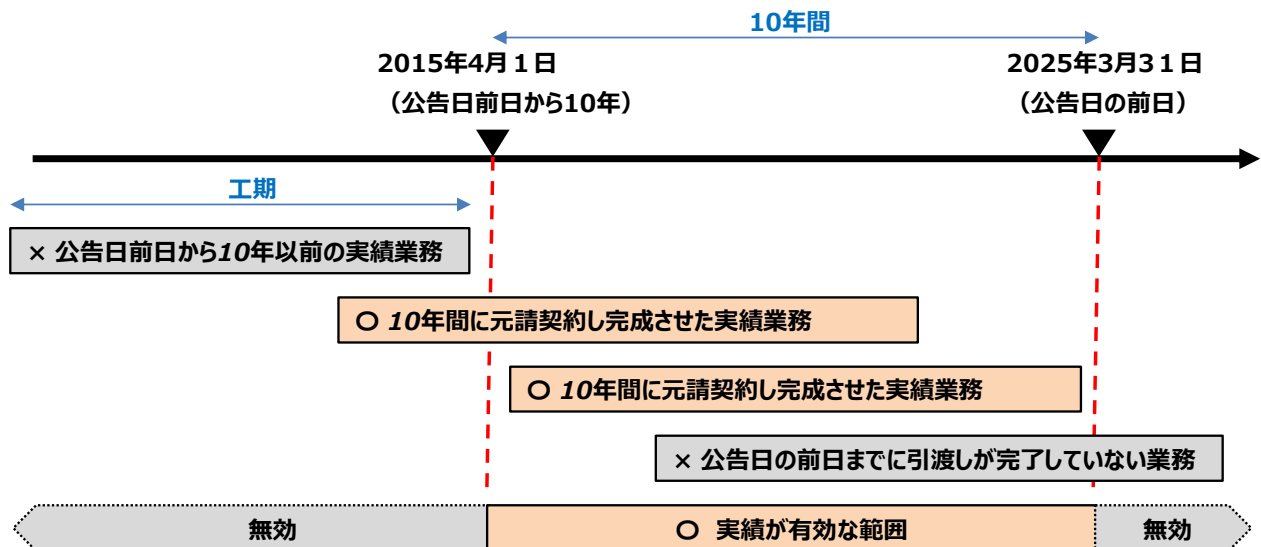
| 区 分               | 評価点 |
|-------------------|-----|
| 配置予定技術者の表彰の受賞歴 なし | 0   |
| 配置予定技術者の表彰の受賞歴 あり | 1.0 |

| 加算点に有効な提出書類       |
|-------------------|
| ➤ なし（自己申告表への記入のみ） |

### （５） 企業の実績【2.0点】

入札公告日の前日から起算して**10年間**に、発注者が定める要件を満たす業務（以下、「実績業務」と言い、入札公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）を単独または共同企業体における構成員（代表構成員に限らない）として元請契約し完成させた企業の実績がある場合、実績区分に応じた評価点を加算点として与える。評価は以下の評価対象発注機関（※1）が発注した業務により行う。

（例）2025年4月1日が公告日の場合



なお、実績が複数の区分に該当する場合は、最も評価の高い区分により評価（最大2.0点）するので、最も評価点の高い区分の実績のみ申請すること。（例：同種業務1件と類似業務1件の実績がある場合、評価点の高い同種業務1件の実績で申請）

実績業務はTECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限る。TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。

同種・類似業務については、以下のとおり指定します。

|                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 「企業の実績」<br>として求める <b>類似業務の実績</b> | 法面予備設計または法面詳細設計（修正設計は含まない）           |
| 「企業の実績」<br>として求める <b>同種業務の実績</b> | 法面予備設計かつ法面詳細設計（同一業務に限らない（修正設計は含まない）） |

| 区 分   |                    | 評価点 |
|-------|--------------------|-----|
| 実績 なし |                    | 0   |
| 実績 あり | 類似業務の実績 1件以上あり     | 0.5 |
|       | 同種業務の実績 1件以上3件未満あり | 1.0 |
|       | 同種業務の実績 3件以上あり     | 2.0 |

(※1) 評価対象発注機関：

- ・ 滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこボートレース事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・ 国土交通省
- ・ 全国の都道府県
- ・ 全国の政令市

※上記地方機関を含む。

※滋賀県以外は、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とする。

- ・ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

(※2) 契約図書（契約書、設計図書）、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

| 加算点に有効な提出書類                        |
|------------------------------------|
| ➤ TECRIS 登録データ（必要に応じ TECRIS の補足資料） |

## (6) 防災協定等の締結【1.0点】

本業務の入札公告日の属する年度（入札手続きが年度を越える場合は、いずれかの年度）において国や県との防災協定（※１）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与える。また、それを確認できる書類（※２）の提出を求める。

| 区 分                    | 評価点 |
|------------------------|-----|
| 国または県との防災協定の締結 なし      | 0   |
| 国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり | 0.5 |
| 国および県の両方に防災協定の締結 あり    | 1.0 |

（※１）近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む）、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁も含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。

（※２）確認する書類として、以下の①または②のいずれかの提出を求める。

- ①各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる証明書（写）（協定締結団体による押印があるもの）
- ②協定書の写し（県との協定の場合は不要）および入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において入札参加者が当該団体に会員として在籍していることが確認できる当該団体発行の在籍証明書（写）

| 加算点に有効な提出書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>➤ <b>近畿地方整備局</b>との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種協定締結団体が発行する証明書（写）</li> <li>② 協定書（写）および協定締結団体への在籍証明書（写）</li> </ol> <p>➤ <b>県</b>との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種協定締結団体が発行する証明書（写）</li> <li>② 協定締結団体への在籍証明書（写）</li> </ol> |

## (7) 若手・女性技術者の配置【0.5点】

若手技術者・女性技術者に経験を積ませ、担い手の中長期的な確保・育成を図ることを目的に、以下のア、イの何れかに該当する技術者を当該業務に配置する場合に下表のとおり評価点を加算点として与える。

アとイそれぞれに該当する別の技術者を配置する場合は、評価点の高い一方の技術者の配置のみ評価（最大0.5点）するため、ア、イの何れか一方の技術者の配置を申請すること。当該項目において提案した技術者の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設コンサルタント業務等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 2. 3 技術者の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

なお、当評価項目において、“ア 管理技術者に「40歳未満」または「女性」の技術者を配置する”として申請する場合は、「（２）配置予定技術者または担当技術者の資格」、「（３）配

置予定技術者CPD)、「(4) 配置予定技術者の表彰の有無」において申請する管理技術者と同一の技術者でなければならない。管理技術者が一致しない場合は、入札を「無効」として取り扱う。「40 歳未満」と「30 歳未満」の基準となる日は、入札公告の属する年度の4月1日とする。

- ア **管理技術者**に「40 歳未満」または「女性」の技術者を配置する。  
 イ **担当技術者**に当業務の入札参加資格要件として配置予定技術者（管理技術者）に求める資格と同部門の技術士または技術士補の資格を有する「30 歳未満」または「女性」の技術者を配置する。

申請した技術者の資格保有を証明する資料として、技術士登録証または技術士補登録証等の写しの提出を求める。なお、合格証は資格保有を証明する資料として認めない。

| 区 分                                     | 評価点 |
|-----------------------------------------|-----|
| 評価対象となる若手または女性の技術者を配置しない                | 0   |
| 担当技術者に「30歳未満」または「女性」の資格(※1)を有する技術者を配置する | 0.3 |
| 管理技術者に「40歳未満」または「女性」の技術者を配置する           | 0.5 |

(※1) 当業務の入札参加資格要件として配置予定技術者に求める資格と同部門の技術士または技術士補の資格

| 加算点に有効な提出書類                    |
|--------------------------------|
| ➤ 技術士登録証または技術士補登録証等の写し（合格証は不可） |

## (8) CO<sub>2</sub>削減への取組【0.5点】

当業務において、以下ア、イのCO<sub>2</sub>削減への取組に取り組む場合に下表のとおり評価点を加算点として与える。なお、履行の確認方法については、監督職員と協議の上、決定することとし、業務計画書に記載すること。

- ア 現地踏査にかかる移動に電気自動車を利用する。(※1)  
 イ 打合せ協議(対面協議)をペーパーレスにより実施する。(※2)

- (※1) 電気自動車等とは、電気自動車(EV・BEV)および燃料電池車(FCV・FCEV)とし、ハイブリッドカー(HEV)およびプラグインハイブリッドカー(PHV・PHEV)は含まない。電気自動車等は自社保有に限らず、レンタル、リースも可とします。なお、レンタル等にかかる移動は評価対象外とする。また、徒歩、自転車、公共交通機関のみを利用する場合は、アの履行を満足するものとして取り扱うこととする。  
 (※2) ペーパーレスの対象は、監督職員と協議の上、決定することとする。全ての資料をペーパーレスにする必要はない。

| 区 分                                        | 評価点 |
|--------------------------------------------|-----|
| CO <sub>2</sub> 削減への取組に取り組まない または 1項目に取り組む | 0   |
| CO <sub>2</sub> 削減への取組の2項目に取り組む            | 0.5 |

| 加算点に有効な提出書類       |
|-------------------|
| ➤ なし（自己申告表への記入のみ） |

### （９） 滋賀のグリーンインフラ取組方針に基づく検討 【0.5点】

滋賀県県土整備部が定める「滋賀のグリーンインフラ取組方針」に基づく検討を行い、検討結果を業務成果に明示することに対して評価点を加算点として与える。

なお、土木設計業務等委託必携において「受注者は、グリーンインフラの実践に向けて「滋賀のグリーンインフラ取組方針」の趣旨に配慮した設計を行うものとする」事が明記されていることから、当該評価項目では、その検討した結果を業務成果として明示し、検討結果を次の業務また工事へ反映することが出来るように留意するものとする。

「滋賀のグリーンインフラ取組方針（令和7年3月）」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5542533.pdf>

| 区 分                                   | 評価点 |
|---------------------------------------|-----|
| 「滋賀のグリーンインフラ取組方針に基づく検討」の結果を業務成果に明示しない | 0   |
| 「滋賀のグリーンインフラ取組方針に基づく検討」の結果を業務成果に明示する  | 0.5 |

| 加算点に有効な提出書類       |
|-------------------|
| ➤ なし（自己申告表への記入のみ） |